

あっせんの流れについて

～市で相談を受け付けたあとの調整では合意に至らなかった場合の手続き～

文中、(条) 条例、(条規) 条例施行規則、(規) 協議会規則、(要) 要領に記載

あっせんの申立て

- 1 障害のある人や家族は、あっせん申立書を市長に提出します。(条規) (要)
書類の作成が難しい場合は、申立ての内容を職員が聴き取り、書面にし、申立者に内容の確認を行います。(条規) (要)
- 2 申立者は、あっせんの参考となる書類や記録などの資料を提出できます。(条規)

申立て内容の調査

あっせんの申立てがあったときは、市長は改めてその内容を調査します。事案の当事者、関係者は、調査に協力しなければなりません。(条)

助言

- 1 市長は、あっせんの適否を決めるため、障害者差別解消支援協議会(協議会)に助言を求めることができます。(条)
- 2 あっせんを行うかどうかについて、市長が協議会に助言を求めたとき、次の場合は、あっせんを行いません。(要)
 - ① ア 裁判中か、すでに裁判で判決が出ている
イ 以前に同じ申立てをしている
 - ② あっせんの申立ての内容が損害賠償を求めている
 - ③ その他会長が行うべきではないと判断した場合

あっせん開始の決定

市長は、あっせんを行うことが適当であると決定したときは、協議会にあっせんを行うよう求めます。(条)

通知

- 1 市長があっせんを行うかどうかを決めたときは、あっせん開始通知書か、通知書を送って知らせます。(条規) (要)
- 2 申立てられた人へはあっせん開始通知書を送って知らせます。(要)

部会の設置

- 1 協議会は部会を設置します。協議会会長は、協議会委員のなかから、部会員と部会長を指名します。(規)
- 2 会長が指名した委員5人で部会を開き、会議を行います。(要)
- 3 部会での手続きは外部に公開しません。(要)

あっせんの開始

部会は、必要に応じて事案の当事者や関係者に対して資料の提出や説明を求めるなどの調査を行います。(条)

あっせん案の提示

- 1 部会は、あっせん案を作成し、申立てた人と申立てられた人へ書面で示します。(条)(要)
- 2 書面には、あっせん案の内容と受け入れを求める理由・あっせん案を受け入れるかどうか答える期限及びその答え方などを記載します。(条規)
- 3 あっせん案の内容に、申立てた人、申立てられた人の両方が納得したらそれぞれにあっせん合意書を送ります。(要)

あっせんの取下げ

- 1 あっせんの申立ては、いつでも取り下げることができます。一部分だけを取り下げることでもあります。(要)
- 2 あっせんの申立てを取り下げるときは、あっせん申立取下げ書を提出します。(要)
- 3 取下げ書の提出があったときは、申立てられた人に書面で知らせます。(要)

あっせんの終了

- 1 相談が解決したときや、申立てた人と申立てられた人との意見が合わないため、あっせんの手続きが進められないときは、あっせんを終了します。(条規)(要)
- 2 あっせんが終了したときは、申立てた人にあっせん終了通知書を送ります。(要)
- 3 部会長は、あっせんの経過と結果について、協議会に報告します。(規)
- 4 協議会はあっせんが終了したときは、市長に報告します。(条)